



北薩広域行政事務組合公告第1号

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項、北薩広域行政事務組合財務規則（昭和58年北薩広域行政事務組合規則第17号）第2条の規定により準用する出水市契約規則（平成18年出水市規則第49号）第3条及び北薩広域行政事務組合物品調達等に係る条件付一般競争入札実施要綱（平成26年北薩広域行政事務組合告示第8号）第3条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年4月10日

北薩広域行政事務組合

理事長 椎木 伸一



1 入札に付する事項	<p>(1) 業 務 名 衛生センター整備方針等検討業務委託</p> <p>(2) 業務対象場所 出水市高尾野町下水流3861番地 衛生センター</p> <p>(3) 履 行 期 間 契約締結日から令和6年12月27日まで</p> <p>(4) 業 務 概 要</p> <p>ア 現況調査及び課題の整理</p> <p>イ 施設整備方針の検討・報告書作成</p> <p>ウ 技術委員会への支援</p> <p>エ 上記業務のために必要とされる資料等の作成</p> <p>詳細については、「衛生センター整備方針等検討業務委託発注仕様書」による。</p>
2 入札参加資格	<p>次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 公告の日から契約締結の日までの間に、北薩広域行政事務組合物品調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成25年北薩広域行政事務組合告示第12号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定による更正計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(4) 公告日現在において、本組合の令和5・6年度一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録されている者であること。</p> <p>(5) 公告日現在において、沖縄県を除く九州地方（福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県）に本支店又は営業所等があること。</p> <p>(6) 公告日から過去10年間に、地方公共団体（地方自治法（平成</p>

	<p>22年法律第67号)による地方公共団体の組合を含む。以下同じ。)が発注するし尿処理施設又は汚泥再生処理センターの整備方針検討業務(整備基本計画策定業務等を含む。)を元請けとして受注し、完了した実績を有すること。</p> <p>(7) 国土交通省の建設コンサルタントの事業登録(廃棄物部門)を行っているものであること。</p> <p>(8) 次に掲げる条件を全て満たし、本業務の公告日現在で、3か月以上の雇用関係にある者を配置できること。</p> <p>なお、照査技術者は他の技術者を兼ねることはできない。</p> <p>ア 管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、衛生工学部門(廃棄物・資源循環)若しくは総合技術監理部門(衛生工学-廃棄物管理)の技術士資格(技術士法(平成23年法律第74号)の規定による登録を受けていること。以下同じ。)又はRCCM(廃棄物部門)のいずれかの資格を有すること。</p> <p>(技術士は、旧科目である「廃棄物管理」、「廃棄物処理」及び「廃棄物管理計画」を含む。)</p> <p>イ 管理技術者は、公告日から過去10年間に、地方公共団体が発注するし尿処理施設又は汚泥再生処理センターの整備方針検討業務(整備基本計画策定業務等を含む。)を管理技術者として完了した実績を有すること。</p>
3 担当部署	<p>〒899-0501 鹿児島県出水市野田町上名7918番地1 北薩広域行政事務組合 総務課 施設整備係 電 話 0996-68-8856 F A X 0996-68-8754 メールアドレス seibi@hokusatukouiki.jp</p>
4 入札参加申込	<p>(1) 入札参加を希望する者は、次により入札参加申込書(様式1)(以下「申込書」という。)を提出すること。</p> <p>ア 提出期間 令和6年4月11日(木)午前9時00分から 令和6年4月19日(金)午後5時00分まで</p> <p>イ 提出方法 担当部署に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は提出期間内に到達したものに限り。</p> <p>(2) 申込書を提出した者に、受付印を押印した申込書の写しを交付するので、入札日に持参すること。</p> <p>(3) 申込書を提出した者でなければ、入札に参加することはできない。</p>
5 仕様書等への質問	<p>(1) 仕様書等に質疑がある場合には、次により質問書(様式5)を提出すること。</p> <p>ア 提出期間 令和6年4月11日(木)午前9時00分から 令和6年4月18日(木)午後5時00分まで</p>

	<p>イ 提出方法 電子メールにより担当部署のメールアドレスに添付ファイルとして提出し、メール送信後担当部署に受信確認の電話を行うこと。電子メール以外での質問には回答しない。</p> <p>(2) (1)に対する回答は、次のとおりとする。</p> <p>ア 回答期限 令和6年4月19日(金)午後5時00分まで (※随時回答するが、最終回答期限を示すものである。)</p> <p>イ 回答方法 北薩広域行政事務組合ホームページに掲載</p>
6 現場説明会	なし
7 入札・開札日時等	<p>(1) 日 時 令和6年4月23日(火) 午後2時00分から</p> <p>(2) 場 所 鹿児島県出水市野田町上名7918番地1 北薩広域行政事務組合 環境センターエネクリン北薩 2階会議室</p>
8 入札保証金	免除
9 契約保証金	免除
10 最低制限価格	なし
11 入札方法等	<p>(1) 入札に当たっては、受付印のある入札参加申込書の写しを提出すること。</p> <p>(2) 代理による入札をしようとするときは、入札前に代理委任状を提出すること。</p> <p>(3) 郵便又は電報による入札は認めない。</p> <p>(4) 入札回数は3回までとする。ただし、初度の入札に参加しなかった者は再度入札に参加できない。更に、再度入札に参加しなかった者又は再度入札において初度入札における最低入札価格以上の価格による入札をした者は再々度入札に参加できない。</p> <p>(5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。</p> <p>(6) 落札候補者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札書は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(7) 入札参加者が1者の場合でも入札を実施する。</p>
12 入札の無効	<p>次のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>(1) 入札に参加する資格がない者又は申込書に虚偽の記載をした者</p>

	<p>のした入札</p> <p>(2) 2以上の入札書による入札</p> <p>(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札</p> <p>(4) 入札要件（入札金額、業務名、業務場所及び氏名）の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札</p> <p>(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札</p> <p>(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると契約担当者が認めた場合の入札</p> <p>(7) 送付、電報又は電送の方法による入札</p> <p>(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる入札</p>
<p>13 落札者の決定方法</p>	<p>(1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。</p> <p>(2) (1)により落札候補者となるべき者が2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。この場合、くじを辞退することはできない。</p> <p>(3) 落札候補者に決定された者は、次の「14 入札参加資格の確認」により、入札参加資格確認申請書及び必要な書類を提出しなければならない。</p> <p>(4) 落札候補者に入札参加資格があると認めるときは、当該落札候補者を落札者と決定し、その旨を当該落札候補者に通知する。</p> <p>(5) 落札候補者に入札参加資格がないと認めるときは、予定価格の範囲内で当該落札候補者の次に低い価格をもって入札した者（落札候補者をくじで決定した場合における落札候補者以外の最低価格入札者を含む。）を新たな落札候補者と決定し、(3)及び(4)の規定を準用する。</p> <p>(6) 前項の規定による新たな落札候補者に入札参加資格がないと認めるときは、落札者を決定するまで、順次、同項の例により新たな落札候補者を決定し、(3)及び(4)の規定を準用する。</p>
<p>14 入札参加資格の確認（落札候補者のみ）</p>	<p>落札候補者に決定された者は、次により入札参加資格確認申請書及びその他必要な書類（以下「申請書等」という。）を提出すること。</p> <p>(1) 提出期限 令和6年4月25日（木）午後5時00分まで</p> <p>(2) 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 入札参加資格確認申請書（様式2） イ 同種業務の履行実績（様式3） ウ 配置予定技術者調書（様式4-1、4-2、4-3） エ 記載事項を証する書類 <p>(3) 提出方法 担当部署に持参すること。</p>

<p>15 落札者の契約書案の提出</p>	<p>落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、契約書の案、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書その他関係書類を提出しなければならない。</p> <p>なお、提出期限までに契約書の案を提出しないときは、契約の締結をしない旨の申出をしたものとみなす。</p>
<p>16 その他</p>	<p>(1) 入札は、予定価格に達しない場合、原則として再入札・再々入札まで行うので、入札書は3枚以上準備すること。</p> <p>(2) 申込書及び申請書等の様式は北薩広域行政事務組合のホームページからダウンロードすること。</p> <p>(3) 申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。</p> <p>(4) 提出された申請書等の追加、差替え及び再提出は認めない。</p> <p>(5) 提出された書類の返却及び公表はしない。ただし、虚偽の記載があった場合等は、必要に応じて開示することがある。</p> <p>(6) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、落札決定の取消し、契約締結の保留又は解除等の措置をとるとともに、指名停止の措置を行うことがある。</p> <p>(7) 電子メール等の通信事故については、本組合は、いかなる責任も負わない。</p>